（企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官、上席技術研究調査官、国際核セキュリティ専門官及び安全管理調査官）

第十九条　長官官房に、企画官三人、経理調査官一人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人、上席技術研究調査官九人、国際核セキュリティ専門官一人及び安全管理調査官二人を置く。

［2～6　略］

7　国際核セキュリティ専門官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち核燃料物質その他の放射性物質の防護に関する国際関係事務に関するものを助ける。

8　安全管理調査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち専門的事項についての調査に関するものを助ける。

第二款　原子力規制部

（火災対策室並びに企画官及び安全管理調査官）

第二十条　原子力規制企画課に、火災対策室並びに企画官一人及び安全管理調査官一人を置く。

2　火災対策室は、原子力利用に伴う火災対策の審査に関する事務をつかさどる。

3　火災対策室に、室長を置く。

4　［略］

5　［略］

（検査評価室）

第二十一条　検査監督総括課に、検査評価室を置く。

2　検査評価室は、検査等の結果の評価に関する事務をつかさどる。

3　検査評価室に、室長を置く。

（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力専門検査官、統括監視指導官、安全管理調査官、上席原子力専門検査官、上席監視指導官及び統括原子力運転検査官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官十人、特殊施設規制官一人、首席原子力専門検査官二人、統括監視指導官四人、安全管理調査官八人、上席原子力専門検査官十六人、上席監視指導官九人及び統括原子力運転検査官二十二人を置く。この場合において、当該首席原子力専門検査官及び上席原子力専門検査官は原子力施設検査官（原子炉等規制法第六十七条の二第一項に規定する原子力施設検査官をいう。）として、当該統括原子力運転検査官は原子力保安検査官（同項に規定する原子力保安検査官をいう。）として置かれるものとする。

2　［略］

3　特殊施設規制官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち特定原子力施設（原子炉等規制法第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4　首席原子力専門検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち施設検査（原子炉等規制法第六十七条の二第二項に規定する検査及び審査をいう。）に関する企画及び立案並びに実施に関するものを助ける。

5　統括監視指導官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力事業者の保安活動に係る検査等に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

6　［略］

7　上席原子力専門検査官は、首席原子力専門検査官の事務を補佐する。

8　上席監視指導官は、統括監視指導官の事務を補佐する。

（企画官、経理調査官、首席技術研究調査官、上席会計監査官及び上席技術研究調査官）

第二十条　長官官房に、企画官三人、経理調査官一人、首席技術研究調査官五人、上席会計監査官一人及び上席技術研究調査官九人を置く。

［2～6　同上］

［項を加える。］

［項を加える。］

第二款　原子力規制部

（企画官及び安全管理調査官）

第二十一条　原子力規制企画課に、企画官一人及び安全管理調査官一人を置く。

［項を加える。］

［項を加える。］

2　［同上］

3　［同上］

［条を加える。］

（安全規制調整官、特殊施設規制官、首席原子力施設検査官、安全管理調査官、上席原子力施設検査官及び品質管理専門官）

第二十二条　原子力規制部に、安全規制調整官十三人、特殊施設規制官一人、首席原子力施設検査官三人、安全管理調査官九人、上席原子力施設検査官二人及び品質管理専門官四人を置く。

2　［同上］

3　特殊施設規制官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち特定原子力施設（規制法第六十四条の二第一項に規定する特定原子力施設をいう。）に関する企画及び立案並びに調整に関するものを助ける。

4　首席原子力施設検査官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち原子力施設の検査に関するものを助ける。

［項を加える。］

5　［同上］

6　上席原子力施設検査官は、首席原子力施設検査官の事務を補佐する。

7　品質管理専門官は、命を受けて、安全規制管理官のつかさどる職務のうち品質の維持及び向上に関するものを助ける。